

2025年4月1日

会員各位

一般社団法人 日本商工倶楽部  
令伸会代表世話人 石川 真一  
(ゼブラホールディングス株式会社 会長)

## 「令伸会」のご入会案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、日本商工倶楽部の会員有志による親睦会・勉強会である「令伸会」をスタートする運びとなりました。

「令伸会」は年4回程度、有志のメンバーが夕食をともにし、業種を越えて懇親を深めていく和やかな会にしたいと思っております。会員の皆さまに幅広くお声掛けさせていただきますので、ぜひともご検討下さいますようお願いいたします。

「令伸会」の目的にご賛同いただき、ご入会をご希望の方は別添の「令伸会」入会申込書にご記入のうえ、日本商工倶楽部事務局までご返信ください。

その他の詳細は別紙「令伸会規約」をご参照ください。また「令伸会」の運営にあたりましては、日本商工倶楽部の事務局にお手伝いをお願いいたしております。

以 上

# 別紙

## 令伸会規約

### 第1条（名称）

本会は一般社団法人日本商工倶楽部令伸会と称する。

### 第2条（目的及び事業）

本会は会員相互の企業経営にかかる知見の共有、及び親睦を図ることを目的とし、以下の事業を行う。

- （1）知見共有、情報交換等の促進を図るための親睦会の開催
- （2）企業経営に資する勉強会の開催
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3条（事務局）

本会の事務局は一般社団法人日本商工倶楽部内に置く。

### 第4条（会員）

本会は一般社団法人日本商工倶楽部の会員で、本会の目的に賛同されたものを以て組織する。

### 第5条（役員）

本会は会長1名、代表世話人1名、世話人若干名、会計1名を置く。会長は、本会を代表し、会務を総括する。代表世話人は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。尚、役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第6条（会費）

本会は懇親会の開催等、都度必要に応じて費用を徴収する。会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第7条（事業年度及び事業報告）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終了する。事業年度終了後に、事務局より会員に対し、年度事業報告を行うものとする。

### 第8条（その他）

その他の必要な事項、修正等は役員協議、決定に基づき、これを定める。

## 「令伸会」入会申込書

私は「令伸会」の目的に賛同し、「令伸会」への入会を希望します。

### 1. 法人会員（正会員・準会員）

法人会員名	当倶楽部における会員代表者名
「令伸会」参加予定者（注） ご氏名	お役職

（注）「令伸会」参加予定者欄は、当倶楽部における会員代表者以外で、法人会員内にご参加希望の方がいらっしゃる場合、ご氏名、お役職をご記入ください。

### 2. 個人会員（正会員・準会員）

個人会員名
-------

申込方法：メール [info@shokoclub.or.jp](mailto:info@shokoclub.or.jp) 又は FAX(03-3219-0179)にてお申し込みください。

以 上